

# ぐんま・つなごうネット

四士会申し合わせ

平成28年3月12日

# 刑事手続に付随する司法ソーシャルワークに関する申し合わせ

2016年（平成28年）3月12日

一般社団法人群馬県社会福祉士会

会長

滝澤 俊幸

群馬県精神保健福祉士会

会長

横澤 岳志

群馬司法書士会

会長

高橋 徹

群馬弁護士会

会長

橋爪 健

## 第1 協力体制の構築

一般社団法人群馬県社会福祉士会、群馬県精神保健福祉士会、群馬司法書士会、群馬弁護士会（以下「四士会」と略記する。）は、被疑者・被告人・受刑者及びそれらであった者で次に掲げる各号のいずれかに該当する者（以下「要支援者」という。）の再犯防止と社会参加を目的として、相互に協力する体制を構築する。

### 一 高齢者

（六十五歳以上の者及び六十五歳未満の者であっても特に必要があると認められるものを含む。）

### 二 障がい者

(身体障がい, 知的障がい, 精神障がい (発達障がいを含む。) その他の心身の機能の障がい (以下「障がい」と総称する。) がある者であって, 障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者)

### 三 前号の疑いがある者

注1 「受刑者」を入れることで, 出口支援の協力も含めた。

注2 「それらであった者」を入れることで, 釈放後の支援も含めた。

注3 「要支援者」に「疑いがある者」を入れることで, 各種手帳未取得者も対象者に含めた。

## 第2 協力体制

- 1 四士会は, この協力体制を, 「ぐんま・つなごうネット」と呼称する。
- 2 四士会は, 各会において, 「ぐんま・つなごうネット」への賛同者を募り, 協力要請に応需する名簿 (以下「支援者名簿」という。) を整備する。
- 3 「ぐんま・つなごうネット」の事務局は, 日本司法支援センター群馬地方事務所副所長が担う。
- 4 四士会は, 支援者名簿登載者の研鑽, 四士会の相互連携等を円滑なものとするために, 共同での研修会, 事例検討会を開催する。
- 5 「ぐんま・つなごうネット」は, 要支援者ごとに, 支援者名簿登載者による支援チーム体制を整え, 要支援者に対する具体的支援を行う。
- 6 支援者の具体的支援活動については, 財産的基礎が確立するまで当面の間, 無償とする。
- 7 支援者名簿の作成, 支援申出の方法については別に定める。

### 第3 支援チームによる具体的支援の内容等

1 支援チームによる具体的支援の内容は次の通りとする。

- ① 各支援者と要支援者との連絡調整，面会手段の確保等
- ② 福祉サービス等を得るための具体的選択肢を示した「福祉サービスシート」の作成及び交付若しくは更生支援計画書の作成及び交付
- ③ 各種障がい者手帳の取得申請手続支援
- ④ 各種年金，各種給付金，生活保護等受給申請手続支援
- ⑤ 成年後見等選任申立手続支援
- ⑥ その他要支援者の再犯防止と社会参加の目的を実現するために必要かつ相当な支援

2 前項の具体的支援の目的は，要支援者への福祉サービスを充実させ，要支援者の社会参加の基盤を整備し，結果として要支援者の再犯防止に寄与することであり，要支援者が犯した事件に関する刑事処分の回避・軽減を主たる目的としてはならない。

3 具体的支援においては，要支援者の主体的な意思を尊重しなければならない。

注1 「面会手段の確保」は，福祉関係者が身柄拘束中の要支援者との面会が必要な場合に，弁護人において検察官等と交渉し，一般面会の時間的・回数的な制限にとらわれない面会手段の確保に努力することを想定している。

注2 「更生支援計画書」は，その履行について作成者に責任が生じないことに留意する。

注3 「福祉サービスシート」は，要支援者が受けられる可能性のある福祉サービスの具体的な内容や相談窓口（例えば，「〇〇市役所障がい福祉課福祉サービス係」）等を摘示する等簡潔な書面の呼称とする。「更生支援計画書」を作成する時間的余裕がない場合や，社会的資源の確保が当面困難な場合等に活用することが想定される。

注4 「年金，給付金，生活保護等受給申請手続支援」は，老齢年金等各種年金受給申請，社会福祉協議会などが実施主体となっている各種給付金申請，さらに生活保護申請を念頭に置いた。

注5 支援チームによる具体的支援は、要支援者の勾留中・服役中はもちろん、釈放後までをその守備範囲とするものだが、各手続の支援を主眼とするものであって、各手続完遂までの支援を必須とするものではない。

#### 第4 個人情報の取り扱い

支援者は、要支援者の個人情報の取り扱いに細心の注意を払うものとする。

#### 第5 専門家相互の専門性等の尊重

「ぐんま・つなごうネット」の活動においては、社会福祉士・精神保健福祉士・司法書士・弁護士は、それぞれの職域の専門性、職業倫理及び勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

以上